

公益財団法人エイズ予防財団寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人エイズ予防財団（以下「本財団」という。）が受け入れる寄附金等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(寄附金等)

第2条 この規程において「寄附金等」とは、現金及び有価証券、物品、土地及び建物等の不動産並びに知的財産権等をいう。

(受入基準)

第3条 本財団は、寄附金等が次の各号に掲げる基準のいずれかに該当するときは、その寄附金等を受け入れることができないものとする。

- (1) 寄附金等が定款第3条に定める目的の達成に資するものでないと判断される時。
- (2) 寄附金等の受入れにおいて、次に掲げる条件等が付されているとき。
 - イ 寄附者に寄附の対価として何らかの利益又は便宜を供与すること。
 - ロ 寄附者が寄附の経理について監査を行うこと。
 - ハ 寄附後に寄附者が寄附の全部又は一部を取り消すことができること。
 - ニ 寄附された寄附金等を寄附者に無償で譲渡又は使用させること。
 - ホ その他理事長が本財団の運営上支障があると認める条件
- (3) 寄附金等を受け入れることにより、本財団の業務、財政又は名誉に特段の負担又は支障が生じると認められるとき。

(寄附金等の種類)

第4条 本財団が受け入れる寄附金等の種類は次のとおりとする。

- (1) 一般寄附金 寄附者が用途を特定せずに寄附した寄附金
- (2) 特定寄附金 用途があらかじめ特定された寄附金であり、次に掲げるもの
 - イ 用途特定寄附金 寄附者が、寄附の申し込みに当たりあらかじめ用途を特定するもの
 - ロ 募集特定寄附金 本財団が、募集に当たりあらかじめ用途を特定するもので、募金目標額、募集の方法及び手続き、募集期間等を記した募金目論見書を作成して募集するもの

(寄附金等の募集)

第5条 寄附金等の募集においては、以下を厳守する。

- (1) 粗野な言動や不快を与えるような寄附金の募集を行わないこと。
- (2) 寄附の目的及び用途について誤解を与えるような行為を行わないこと。
- (3) 寄附の勧誘を受けた者や寄附者の利益を不当に害するような行為を行わないこと。

2 募集特定寄附金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

- 3 前項にかかわらず、ホームページにおいて募金目論見書を公開し、これに賛同した者に対しては事後に交付することができる。

(受入手続き)

第6条 寄附金等を本財団に寄附しようとする者は、書面(電磁的方法によるものを含む。)により寄附金の申込みを行う。

- 2 本財団は、前項により寄附金等の申込みを受理したときは、第3条の基準に該当しないことを確認し、寄附金等の受入れを行う。
- 3 寄附金等の受入れが決定したときは、寄附者に対しその旨を通知するとともに、振込依頼書等寄附の受入れに必要な書類を送付する。
- 4 前3項の規定にかかわらず、寄附金等の価額が100万円未満の場合は本手続きを省略することができる。

(寄附金等の取扱い)

第7条 受け入れた寄附金等は、本財団の諸規程に定めるところにより取り扱うものとする。

- 2 一般寄附金については、2分の1以上を公益目的事業に使用する。
- 3 使途特定寄附金については、全額を寄附者の特定した使途に使用する。

(特定寄附金の使用期間)

第8条 特定寄附金の受入れ時に特段の取決めがないときは、特定寄附金の使用期間は3年間とする。ただし、適正かつ合理的な理由があると本財団が認めたときは、使用期間を延長することができる。

(使途変更)

第9条 本財団は、次の各号のいずれかに該当するときは、寄附金等の使途を変更することができる。

- (1) 寄附目的が達せられ、寄附金等に100万円以下の残額が生じたとき。
 - (2) 前条により、特定寄附金の使用期間が終了したとき。
 - (3) 適正かつ合理的な理由により、寄附の使用内容等を変更するとき。
- 2 前項第3号に当たる場合、100万円以上の寄附の使途については可能な限り寄附者から事前に了解を得るものとする。

(適用除外)

第10条 本財団は、次の各号のいずれかに該当するときは、この規程の全部又は一部を適用しないことができる。

- (1) 寄附金等が国、独立行政法人又は地方公共団体等からの寄附であるとき。
- (2) その他、特別な事情があると本財団が判断するとき。

(寄附者への報告)

第11条 本財団は、寄附者に対し、寄附の使途(公益目的事業)に関する事業計画・報告

及び予算・決算報告などを、広報誌、本財団ホームページ等で行う。

(その他)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項があるときは、理事長が別に定めるものとする。

(改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公益財団法人エイズ予防財団の設立登記の日（平成 23 年 4 月 1 日）から施行する。